

教育委員会定例会日程

令和3年（2021年）3月26日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 報告事項

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その6）

（資料1 教育部・文化部）

（2）史跡小田原城跡保存活用計画の答申について

（資料2 文化財課）

5 議事

日程第1

議案第10号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

（文化財課）

日程第2

議案第11号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

（教育総務課）

日程第3

議案第12号

小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

（学校安全課）

日程第4

議案第13号

小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則

（教育指導課）

日程第5

議案第14号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

（教育指導課）

6 協議事項

（1）小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について（資料3 教育指導課）

7 その他

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について【資料配布のみ】

（資料4 教育総務課）

8 閉 会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その6）

（令和3年3月26日時点）

1 令和3年3月5日時点の状況

- (1) 令和3年3月5日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、首都圏1都3県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、同年3月21日まで延長されました。本市においては引き続き環境衛生、健康管理等に配慮しながら**教育活動を継続**することとしました。
- (2) 教育活動継続に伴う取扱い
- ・生活面 学校（園）宛てに引き続きの環境衛生、健康管理等の徹底を依頼
 - ・令和3年度市立小学校修学旅行 春季に全校一団による日光方面の実施は難しいことから、秋季をめどに学校ごとに行き先、日程を検討して実施
- (3) その他の措置
- ・学校施設開放 3月21日（日）まで一時中止

2 施設（令和3年3月5日現在）

施設名称	対応状況
小田原文学館、白秋童謡館	3月21日（日）まで休館
郷土文化館	3月21日（日）まで休館
松永記念館	庭園・駐車場整備工事のため6月末まで休館
尊徳記念館	3月21日（日）まで休館
清閑亭	3月21日（日）まで休館
旧松本剛吉別邸、皆春荘	施設整備のため休館
小田原駅東口図書館	閲覧席の撤去、テラス閉鎖、1月12日（火）から平日の開館時間を19時までに変更
中央図書館（かもめ）	令和3年3月23日（火）まで、工事のため休館 ※休館中も予約本の貸出実施。
マロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナー、けやき図書室、国府津学習館図書室、尊徳記念館図書室	閲覧席は利用不可
生涯学習センターけやき	3月21日（日）まで休館
生涯学習センター国府津学習館	3月21日（日）まで休館

3 イベント

イベント名	日程	対応	担当
別堀遺跡群 遺跡見学会	3月13日（土）	中止	文化財課
内野邸特別見学会	3月13日（土）	中止	生涯学習課

4 令和3年3月22日時点の状況

- (1) 3月21日（日）をもって国の緊急事態宣言が解除されました。各学校（園）に対して、年度末及び新年度に向けて改めて感染症対策の再確認と徹底を依頼しました。



資料 2

令和 3 年 2 月 1 7 日

史跡小田原城跡調査・整備委員会
委員長 小和田 哲男

史跡小田原城跡保存活用計画の策定について（答申）

平成 30 年 6 月 26 日、本委員会に対し諮問されました「史跡小田原城跡保存活用計画の策定」について、答申をいたします。

平成 5 年度に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」及び、平成 22 年に策定された「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を見直すとともに、これらを合わせまして、新たな、史跡小田原城跡全体に係る「史跡小田原城跡保存活用計画」を策定するため、本委員会の部会である史跡小田原城跡保存活用計画策定部会において、様々な視点から審議を重ねて参りました。

その後、パブリックコメント等の意見を拜見し、国指定史跡としてあるべき姿を目指して、今後の保存・活用をさらに推し進めるべく、その基本方針を示すため、案をさらに検討して参りました。

この計画の目的がきちんと達成されるよう、史跡小田原城跡の本質的価値をあらためて明らかにし、その価値を次代に確実に伝え、活用していくための方針に沿った、具体的な整備等事業の推進を切に願うものです。

☆史跡指定地の税制優遇措置

史跡指定された土地には、史跡の保存を目的とした規制がかけられていることに対して、土地所有者の負担緩和に向けた税の優遇措置が設けられています。詳しくは、小田原市文化財課までおたずねください。

☆史跡指定地を公有地として守る ～ 買取り・寄付など ～

史跡を一体で管理し、効果的な活用を図るために公有地として守ることは、一つの有効な手段です。そこで史跡指定地の買取り・寄付などを、土地所有者の財産権を尊重し、同意を得た上で行っています。なお、買取り事業については、市が事業者となり、国の補助金を活用しながら進めています。そのため、申し出いただいた後すぐには買取りすることは難しく、条件が整ったところから順番に買取りしていく形となります。ご希望の方は、早めに小田原市文化財課まで、ご相談・ご連絡ください。

「史跡小田原城跡保存活用計画」で進めること

史跡小田原城跡の保存と活用のために、今後小田原市では、必要な調査（発掘・古絵図など）、史跡の追加指定、公有地化、整備などを進めていきます。

なお、当面は、

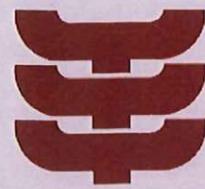
- ・御用米曲輪の整備など、小田原城址公園内での史跡整備
- ・総構等の活用や史跡指定地を有機的に結ぶための回遊性向上に向けたとりくみ
- ・公有地となった史跡指定地の維持管理と活用方針の検討

などを行っていきます。

また、社会情勢の変化や時代の要請に合わせ、将来的には定期的に保存活用計画の見直しを行っていきます。



2013年3月撮影



史跡小田原城跡保存活用計画
(概要版)



しせきおだわらじょうあとほそんかつようけいかく (がいようばん)



『史跡小田原城跡保存活用計画 (概要版)』



令和3年(2021)年3月発行

【編集】 小田原市文化財課史跡整備係 電話 0465-33-1718

【発行】 小田原市 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地



「史跡小田原城跡保存活用計画」で進めること

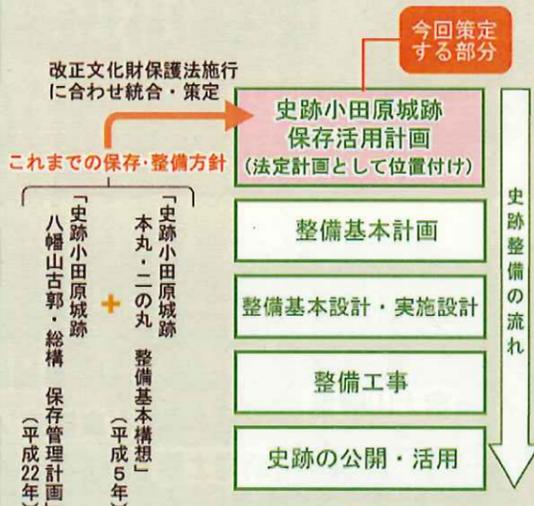
小田原市では、史跡小田原城跡の保存と活用に関する取り組みを続けています。わが国にとって貴重な文化財であり、小田原市の象徴でもある史跡小田原城跡を確実に保存し、未来に確実に伝えるとともに、市民や来訪者の皆さんに史跡を楽しんでいただき、その価値を理解していただくためのとりくみです。

こういったとりくみを進めていくための方針や措置といった計画を、史跡の管理団体である小田原市が、国の法律である「文化財保護法」にそって定めたものが「史跡小田原城跡保存活用計画」なのです。

なぜ、いま、保存活用計画が必要なのか？

近年の少子高齢化といった社会情勢の変化を受けて、地域全体が総がりとなった文化財保護に取り組む必要があるとの認識がなされ、平成31年に文化財保護法が改正・施行されました。この改正で、保存活用計画は文化財保護の基本となる法定計画として、明確に位置付けられました。

これまでも史跡小田原城跡に関する計画は策定されており、これらの計画に基づいて、小田原市では史跡の整備や調査、史跡指定地の追加やさまざまな活用事業などを進めてきましたが、文化財保護法改正を踏まえ、時代の要請に応じた史跡小田原城跡の保存と活用について、あらためて基本的な計画を策定することとなりました。



「史跡小田原城跡」～その価値と魅力～

小田原城は、戦国大名北条氏の本拠地とした城です。戦国時代を通じて築城・改修が進められ、戦国時代の終わりを告げる戦いとなった「小田原合戦」時には、延長9kmにわたって築かれた、「総構」と呼ばれる堀や土塁が城の四方を囲み、その城域はおよそ400万㎡(400ha)に及び戦国時代最大級のものとなりました。

江戸時代の小田原城は、大久保・阿部・稲葉という徳川家の有力譜代大名の居城となりました。総構に囲まれた広大なエリアは「府内」と呼ばれ、城や武家屋敷、城下町などが展開する空間として引き継がれました。

明治以後の小田原町や、現在の小田原の中心地は、この総構に囲まれる範囲に重なっています。つまり、現在の小田原のまちの中心部は、小田原城跡の上にそのまま積み重ねられたかたちで位置しているのです。

【価値とその魅力1】戦国時代を通して関東一円に勢力を広げた北条氏の本拠地であり、「小田原合戦」と「中世」から「近世」への「時代転換の舞台」

戦国大名北条氏は、関東一円に勢力を広げ、天正18年(1590)の「小田原合戦」に敗れるまで、初代伊勢宗瑞(北条早雲)から5代氏直まで、およそ1世紀にわたり、小田原城を中心に支配していました。

特に、天下統一を目指す豊臣秀吉の大軍を迎え撃つために築いた総構の堀や土塁は、現在でも、城域の西部、小峯御鐘ノ台大堀切などで見ることができます。

また、地下にも北条氏の時代の遺構が保存されていて、御用米曲輪の発掘調査では過去に類例を見ない庭園跡などが発見され、北条氏の文化的な一面がうかがえました。



北条氏5代と北条氏が用いた虎印判「禄壽應穩」の印影
左上から初代伊勢宗瑞(北条早雲)、2代氏綱、3代氏康、
左下から4代氏政、「虎印判」、5代氏直

史跡を守るためのルール～現状変更の取り扱い～

史跡に指定されている土地は、史跡の価値を構成する要素である遺構の保存や、景観に影響を与えるような行為を行う場合には、文化財保護法の規定(文化財保護法第125条)によって、事前に国や市の許可が必要になります。

具体的には、造成・盛り土・掘削などを行って土地の形状を変えたり、家や物置などの建造物の建築・改修や撤去、塀などの工作物の設置や撤去、木の植栽や新たな畑などの開墾といった行為を、事前に国や市の許可なく行うことはできないのです。

史跡指定地でのこのような行為は、史跡の保存に影響のある行為であり、史跡の「現状変更」と呼び制限されています。詳しくは、小田原市文化財課までお問い合わせください。

☆史跡と現状変更☆

現状変更に関する定めについては「自分の土地なのになぜ?」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。

地面を掘ったり、家を建てたりといった工事には、**遺構を壊す(き損・損壊する)**危険性があります。小田原城跡の本丸周辺や総構の土塁や堀跡などがある土地で、そういった工事を無制限に認めてしまうと、貴重な土塁や堀跡などは遠からずなくなってしまうでしょう。

史跡は「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができない」遺跡として、**国に認められた価値**を有しています。史跡の価値を構成する遺構がなくなってしまうと、史跡の価値も失われ、史跡小田原城跡を「確実に保存し、未来に伝える」ことが出来なくなります。

そのため、現状変更にあたる行為については、すべて事前に国や市の許可が必要となるのです。

しかし、「どのような行為ならば、許可を受ける必要があるのか、よくわからない」という方もいらっしゃるのではないかと思います。その場合には、小田原市文化財課までお問い合わせください。

新たに「史跡小田原城跡」の指定地が広がる可能性～史跡の追加指定～

昭和13年(1938)の第1次指定以後、12次の指定が行われた史跡小田原城跡では、令和2年(2020)11月現在、史跡に指定された土地(史跡指定地)の面積の合計は、およそ30万㎡(30ha)にのぼります。これは戦国時代末期の「総構」に囲まれた広大な範囲(江戸時代の「府内」の範囲)、およそ400万㎡(400ha)の1割に満たない面積です。

その一方で、史跡に指定されていない土地にも、総構を構成する土塁や堀跡などが良好な保存状態で残っているところもまだまだあるのが現状です。また、発掘調査で、史跡にふさわしい貴重な遺構が新たに発見されることがあります。

このような、史跡小田原城跡の保存と活用にとって重要と判断される場所については、将来的に史跡小田原城跡の指定地に追加する必要があるため、史跡指定地が広がっていく可能性があるのです。

「史跡小田原城跡」の追加指定と指定地の取り扱い

現在、史跡小田原城跡の史跡指定地のおよそ21%が個人や民間企業などの所有地です。小田原市では、引き続き、史跡の追加指定を進めていきますが、土地所有者のみなさんの意向や財産権を尊重することなく強制的に史跡に指定することはありません。追加指定の際には、土地所有者の同意をいただいた上で、初めて史跡に指定する手続きに入ります。

「史跡小田原城跡」をより活かすために ～史跡の活用～

史跡小田原城跡の活用は、史跡の保存を前提に、以下の方針にそって進めていきます。

(1) 史跡小田原城跡の普及・啓発活動の推進と情報発信

- ☞ インターネット活用
- ☞ 生涯学習・学校教育への情報発信

(2) 地域と連携した多面的活用の推進

- ☞ 観光協会、民間団体や地域、学校などとの協働

(3) 誰にでもわかりやすく体感できる史跡小田原城跡

- ☞ スマートフォン・タブレットの活用
- ☞ 遺構等のわかりやすい整備と回遊性の向上

☆史跡小田原城跡と民間団体☆

史跡小田原城跡における保存の歴史は、戦前の「小田原保勝会」、戦後の「小田原城郭研究会」など、民間団体の活動なくして語ることは出来ません。

現在も、「小田原ガイド協会」「大外郭の会」などの団体が、積極的に史跡の価値を伝えたり、現地をガイドしたりといった活動を展開しており、これに加えて、観光協会などとの協力・連携によって、史跡小田原城跡を商業・観光拠点と結び付け総合的な地域観光の実現を目指します。

このような地域活動を積極的に支援・推進することで、「史跡の理解者・サポーター」を増やし、地域総がかりでの史跡の活用につなげていくことを目指します。



民間団体が主催する総構を歩く企画ツアー（山ノ神堀切西）



復元整備された銅門・住吉橋



整備された御用米曲輪北西土壁



御用米曲輪の発掘調査現地説明会

「史跡小田原城跡」の保存・活用・整備事業を進めていくために

史跡小田原城跡の保存・活用・整備事業は、地域住民のみなさんの御理解を得ながら進めていきます。その上で、事業の主軸となる小田原市文化財課と、小田原城総合管理事務所などの市の関係部署、研究者・各種専門家の方々といった史跡小田原城跡に関わるステイクホルダー（利害関係者）との連携・協働によって事業を推進してまいります。また、事業の推進にあたり、適切なタイミングで史跡小田原城跡調査・整備委員会、神奈川県教育委員会、文化庁からの指導・助言をいただくことにしています。

【価値とその魅力2】江戸時代以降の、小田原城の本丸や二の丸、隣接の曲輪が城址公園として残され、石垣や堀、曲輪など近世の城郭の姿がよくわかる史跡

「小田原合戦」の結果、北条氏から明け渡された小田原城は、徳川家康の重臣 大久保氏に与えられ、それ以後、江戸時代を通じて江戸幕府の幕閣クラスの譜代大名が城主を務めました。小田原城は江戸の西の守りであり、本丸・二の丸付近は石垣を持つ「近世城郭」に改造されました。本丸は将軍が上洛する時に滞在する空間となり、本丸御殿が設けられ、天守には徳川將軍家の「葵の御紋」の瓦が用いられました。城主（藩主）は二の丸で生活し、政務を執りました。

江戸時代になると、城の施設のある空間は主に本丸・二の丸を中心とする範囲になりました。戦国時代の総構に囲まれたエリアは「府内」と呼ばれる、城や武家屋敷、城下町などが展開する空間として引き継がれました。

現在本丸・二の丸は、小田原城址公園となり、石垣や堀、復元建物などから、近世の城の姿に親しむことができます。



幕末の小田原城とその城下の姿を描いた「文久図」

【価値とその魅力3】戦国大名北条氏を特徴づける遺構「障子堀」

北条氏が多用した特徴的な遺構に、「障子堀」があります。障子とは一般に空間を仕切る壁面を指します。「軍学書」では、城郭の堀底に人馬の行動を阻む障害物として、堀を横断するように、あるいは堀と平行するように掘り残した土壁を「堀障子」と呼び、堀障子を備えた堀全体を「障子堀」と呼んでいます。全国的に事例が見られますが、小田原城をはじめとする北条氏の城で特に顕著です。

北条氏の出城であった静岡県三島市の史跡山中城跡では、発掘された「障子堀」が整備・公開されています。



八幡山古郭の「障子堀」



二の丸住吉堀の「障子堀」

「史跡小田原城跡」の課題とその対応

史跡小田原城跡の価値と魅力を後世にのこし、伝えていくために、本計画においていくつかの課題が抽出されています。最も重要な課題は「持続可能な形で将来にわたる遺構の保護」です。そのためには、史跡小田原城跡の価値を知っていただく意味での史跡の活用をはかり、史跡小田原城跡に指定されている土地や小田原城跡に関する遺構が所在する土地の所有者のみなさんとの連携、協力が必要です。こうした課題も含め、主な課題とその対応について下図に示します。



総構のブランド化

* 総構の特色や価値をもっと知ってもらうため、回遊路の設定、休憩所などの便益施設の設置などを進めます。(写真は小峯御鐘ノ台大堀切東堀)



説明板・案内板等の充実

* 史跡の理解や回遊性を高めるため、平易な説明をこころがけ、隣接施設や駅への案内などの利便性にも配慮していきます。(写真は早川口遺構の説明板)



史跡にふさわしい将来像の検討

* 史跡にふさわしい整備を進めていくため、天守閣(写真)や大手門を含めた将来像の検討を進めます。

各種調査による史跡の新たな価値の発見

* 発掘や古絵図などの各種調査を進め、史跡の新たな価値が見出せるように努めていきます。(旧小田原少年院跡地の発掘調査写真に写る総構の土塁 1919年撮影)



いまいしんば 今井陣場



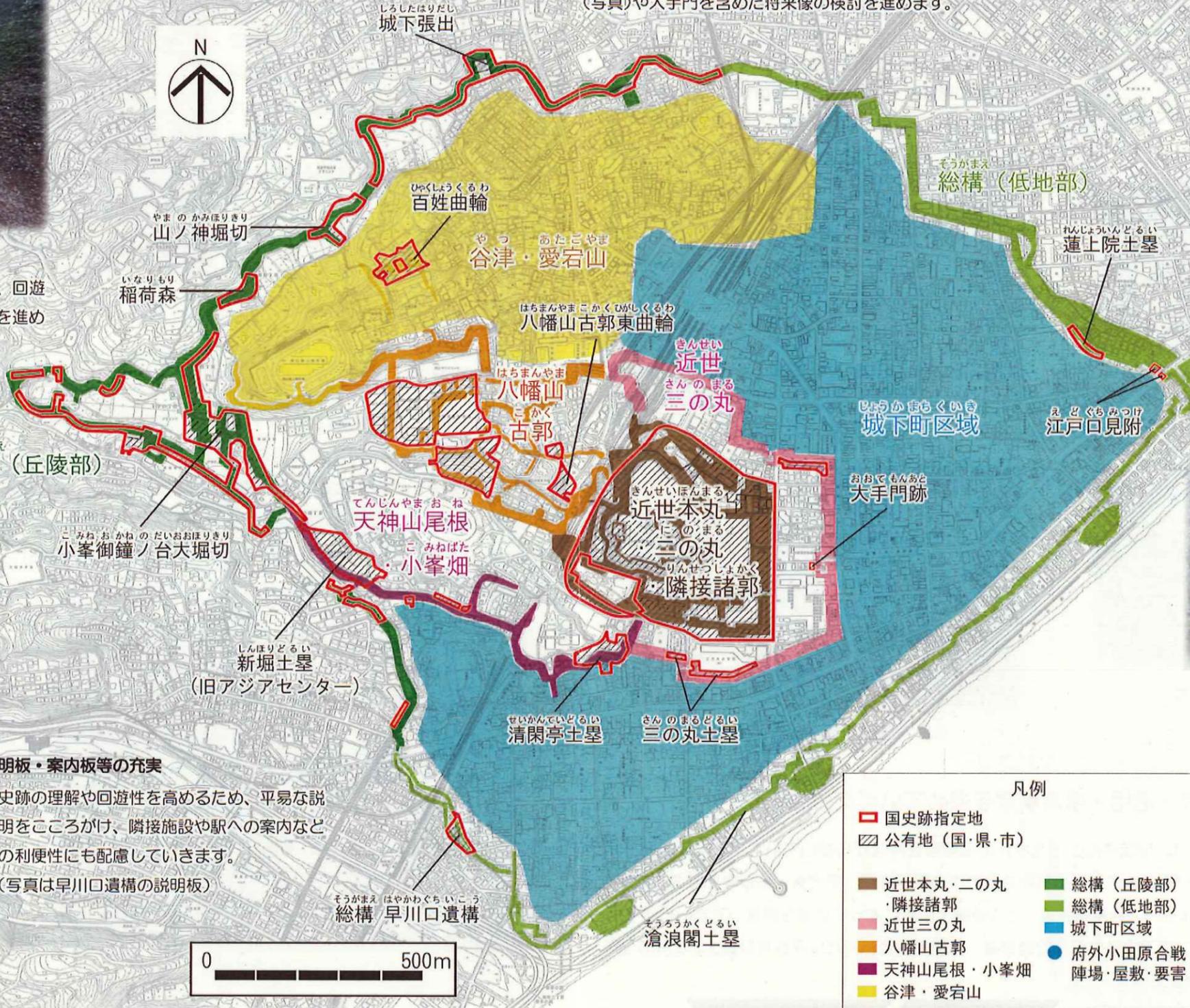
史跡の指定年代以外の痕跡の取り扱いの検討

* 史跡指定地内に残る、史跡の指定年代以前や、以後の歴史的痕跡を、どのように位置付けていくのかについて検討します。(写真は蓮上院土塁上に残る爆撃痕跡)



史跡の適切な保存と管理

* 史跡の価値を構成する遺構を保護しながら、史跡の環境を整える植栽や利便性を高める施設などの適切な管理や設置に努めます。(写真は二の丸東堀から見た桜)



凡例	
	国史跡指定地
	公有地(国・県・市)
	近世本丸・二の丸・隣接諸郭
	近世三の丸
	八幡山古郭
	天神山尾根・小峯畑
	谷津・愛宕山
	総構(丘陵部)
	総構(低地部)
	城下町区域
●	府外小田原合戦陣場・屋敷・要害

議案第10号

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和3年3月26日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿

(任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日)

氏名	職業等	専門	新・再
おわだ てつお 小和田 哲男	大学名誉教授	中世	再任
おがさわら きよし 小笠原 清	報徳博物館館長	城郭	再任
あさくら なおみ 浅倉 直美	埼玉県文化財保護審議会委員	中世	再任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	神奈川県考古学協会会長	考古学	再任
おざわ あさえ 小沢 朝江	大学教授	建築史	再任
こいで かずお 小出 和郎	株式会社都市環境研究所 代表取締役所長	都市工学	再任
たなか てつお 田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館 長	造園	再任
みやうち やすゆき 宮内 泰之	大学准教授	造園	再任
いとう まさよし 伊藤 正義	元大学教授	考古学	再任
さとう まさと 佐藤 正知	島田宿大井川川越遺跡 整備委員会委員	史跡	再任
すぎもと ふみこ 杉本 史子	大学教授	近世	再任

議案第 1 1 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正
する規則について

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する
規則について、議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正
する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条教育部教育総務課の事務分掌中(21)を(24)とし、(17)から(20)までを3ずつ繰り下げ、(16)を(17)とし、(17)の次に次のように加える。

(18) 園児の入園及び退園に関すること。

(19) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。

第3条教育部教育総務課の事務分掌中(15)を(16)とし、(6)から(14)までを1ずつ繰り下げ、(5)の次に次のように加える。

(6) 幼稚園長及び幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。

第3条教育部教育指導課の事務分掌中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)から(13)までを1ずつ繰り上げ、(14)を削り、(15)を(13)とし、(16)を(14)とし、(17)を削り、(18)を(15)とし、(19)を(16)とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

幼稚園に関する事務を教育指導課から教育総務課へ移管するため改正する。

[内 容]

次の事務を教育指導課から教育総務課に移管することとする。（第3条関係）

- (1) 幼稚園長及び幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。
- (2) 園児の入園及び退園に関すること。
- (3) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。

[適 用]

令和 3 年 4 月 1 日

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則
 新旧対照条文

○小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 幼稚園長及び幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p>

(18) 園児の入園及び退園に関するこ
と。

(19) 私立幼稚園との連絡調整に関する
こと。

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(略)

教育指導課

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(略)

教育指導課

(1)～(8) (略)

(9) 幼稚園長、幼稚園教諭のサービスの監督
に関すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 園児の入園及び退園に関するこ
と。

(15) (略)

(16) (略)

(17) 私立幼稚園との連絡調整に関する
こと。

(18) (略)

(19) (略)



議案第 1 2 号

小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則
について

小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則につ
いて、議決を求める。

令和 3 年 3 月 2 6 日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（昭和49年小田原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中

会 員 数	男 人、女 人、計 人
-------	-------------

を

会 員 数	
-------	--

に

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

学校施設開放利用団体登録に係る様式における性別の記載を廃止するため改正する。

[内 容]

学校施設開放利用団体登録申請書及び学校施設開放利用団体登録通知書の様式について、会員数の男女の内訳を削除することとする。（様式第1号及び様式第4号関係）

[適 用]

令和 3 年 4 月 1 日

小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則（昭和49年小田原市教育委員会規則第6号）（抄）

改 正 後	改 正 前																																																																																																								
<p>様式第1号（第7条関係）</p>	<p>様式第1号（第7条関係）</p>																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>学校施設開放利用団体登録申請書</p> </td> <td style="text-align: right;"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>小田原市教育委員会様</p> </td> <td style="text-align: right;"> <p>団体名</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;"> <p>代表者</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>学校施設の開放を利用する団体等の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">開放学校名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>開放の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>団体等の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>団体等の目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>会 員 数</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>会員の地域分布</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>団体の結成年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td>団体等の事務所の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">代表者</td> <td>住 所</td> <td style="text-align: right;">(電話 ー)</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">※ 処 理 欄</td> <td>校 長 の 意 見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 録 証 交 付 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 録 番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 会員名簿を添付してください。</p>	<p>学校施設開放利用団体登録申請書</p>		<p>年 月 日</p>	<p>小田原市教育委員会様</p>		<p>団体名</p>			<p>代表者</p>	<p>学校施設の開放を利用する団体等の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p>			開放学校名			開放の種類			団体等の名称			団体等の目的			会 員 数			会員の地域分布			団体の結成年月日	<p>年 月 日</p>		団体等の事務所の所在地			代表者	住 所	(電話 ー)	氏 名		生 年 月 日		職 業		※ 処 理 欄	校 長 の 意 見		登 録 証 交 付 年 月 日		登 録 番 号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>学校施設開放利用団体登録申請書</p> </td> <td style="text-align: right;"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>小田原市教育委員会様</p> </td> <td style="text-align: right;"> <p>団体名</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;"> <p>代表者</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>学校施設の開放を利用する団体等の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">開放学校名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>開放の種類</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>団体等の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>団体等の目的</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>会 員 数</td> <td>男 人、女 人、計 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会員の地域分布</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>団体の結成年月日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>年 月 日</p> </td> </tr> <tr> <td>団体等の事務所の所在地</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">代表者</td> <td>住 所</td> <td style="text-align: right;">(電話 ー)</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">※ 処 理 欄</td> <td>校 長 の 意 見</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 録 証 交 付 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登 録 番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 会員名簿を添付してください。</p>	<p>学校施設開放利用団体登録申請書</p>		<p>年 月 日</p>	<p>小田原市教育委員会様</p>		<p>団体名</p>			<p>代表者</p>	<p>学校施設の開放を利用する団体等の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p>			開放学校名			開放の種類			団体等の名称			団体等の目的			会 員 数	男 人、女 人、計 人		会員の地域分布			団体の結成年月日	<p>年 月 日</p>		団体等の事務所の所在地			代表者	住 所	(電話 ー)	氏 名		生 年 月 日		職 業		※ 処 理 欄	校 長 の 意 見		登 録 証 交 付 年 月 日		登 録 番 号	
<p>学校施設開放利用団体登録申請書</p>		<p>年 月 日</p>																																																																																																							
<p>小田原市教育委員会様</p>		<p>団体名</p>																																																																																																							
		<p>代表者</p>																																																																																																							
<p>学校施設の開放を利用する団体等の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p>																																																																																																									
開放学校名																																																																																																									
開放の種類																																																																																																									
団体等の名称																																																																																																									
団体等の目的																																																																																																									
会 員 数																																																																																																									
会員の地域分布																																																																																																									
団体の結成年月日	<p>年 月 日</p>																																																																																																								
団体等の事務所の所在地																																																																																																									
代表者	住 所	(電話 ー)																																																																																																							
	氏 名																																																																																																								
	生 年 月 日																																																																																																								
	職 業																																																																																																								
※ 処 理 欄	校 長 の 意 見																																																																																																								
	登 録 証 交 付 年 月 日																																																																																																								
	登 録 番 号																																																																																																								
<p>学校施設開放利用団体登録申請書</p>		<p>年 月 日</p>																																																																																																							
<p>小田原市教育委員会様</p>		<p>団体名</p>																																																																																																							
		<p>代表者</p>																																																																																																							
<p>学校施設の開放を利用する団体等の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p>																																																																																																									
開放学校名																																																																																																									
開放の種類																																																																																																									
団体等の名称																																																																																																									
団体等の目的																																																																																																									
会 員 数	男 人、女 人、計 人																																																																																																								
会員の地域分布																																																																																																									
団体の結成年月日	<p>年 月 日</p>																																																																																																								
団体等の事務所の所在地																																																																																																									
代表者	住 所	(電話 ー)																																																																																																							
	氏 名																																																																																																								
	生 年 月 日																																																																																																								
	職 業																																																																																																								
※ 処 理 欄	校 長 の 意 見																																																																																																								
	登 録 証 交 付 年 月 日																																																																																																								
	登 録 番 号																																																																																																								

様式第4号 (第7条関係)

学校施設開放利用団体登録通知書	
番 号	年 月 日
小田原市立 学校長 様	
小田原市教育委員会 印	
<p>小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則第7条の規定により学校施設開放利用団体として、次のとおり登録したので通知します。</p>	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
開 放 学 校 名	
開 放 の 種 類	
団 体 名	
会 員 数	
団体の結成年月日	年 月 日
代 表 者	住 所 (電話 -)
	氏 名
	生 年 月 日
職 業	

様式第4号 (第7条関係)

学校施設開放利用団体登録通知書	
番 号	年 月 日
小田原市立 学校長 様	
小田原市教育委員会 印	
<p>小田原市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則第7条の規定により学校施設開放利用団体として、次のとおり登録したので通知します。</p>	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	
開 放 学 校 名	
開 放 の 種 類	
団 体 名	
会 員 数	男 人、女 人、計 人
団体の結成年月日	年 月 日
代 表 者	住 所 (電話 -)
	氏 名
	生 年 月 日
	職 業

議案第13号

小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則について

小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則について、議決を求める。

令和3年3月26日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の業務量の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(在校等時間の適切な管理)

第2条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立学校の教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3(1)に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における同条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月において45時間

(2) 1年において360時間

2 教育委員会は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、市立学校の教育職員が臨時的に前項各号に掲げる時間を超えて業務を行う必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、市立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月において100時間未満

(2) 1年において720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において45時間を超えて業務を行う月数について6月

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年8月31日までの間における第2条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和3年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則

〔制定理由〕

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が策定され、教育職員の在校等時間の上限等を教育委員会規則で定めることとされたことに伴い、これに応じた措置を講ずるため制定する。

〔内 容〕

教育委員会は、市立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、市立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。（第2条関係）

(1) 通常の場合

ア 1か月につき45時間

イ 1年につき360時間

(2) 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が臨時的に(1)に掲げる時間を超えて業務を行う必要がある場合

ア 1か月につき100時間未満

イ 1年につき720時間

ウ 直近の2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月の各期間につき、月平均80時間

エ 1年のうち45時間を超えて業務を行う月数が6月以内

〔適用〕

令和3年4月1日

議案第14号

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、議決を求める。

令和3年3月26日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会
------------	--------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市立城山中学校に学校運営協議会を設置するため改正する。

[内 容]

小田原市立城山中学校に城山中学校学校運営協議会を設置することとする。(別表関係)

[適 用]

令和 3 年 4 月 1 日

小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則（平成27年小田原市教育委員会規則第14号）
（抄）

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	協議会の名称	学校名	協議会の名称
（略）		（略）	
小田原市立富士見小学校	富士見小学校学校運営協議会	小田原市立富士見小学校	富士見小学校学校運営協議会
小田原市立城山中学校	城山中学校学校運営協議会		



設置依頼書

令和3年(2021年)2月24日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立城山中学校

校長名 中島 正視



小田原市学校運営協議会設置について(依頼)

小田原市立城山中学校は、小田原市学校運営協議会を次のとおり設置したいことから、設置について依頼します。

1 学校運営協議会設置のねらい

- ・学校運営に保護者や地域住民の一定の権限と責任を持った参画により、学校運営の向上に向けたニーズの把握と連携を進める。
- ・地域の教育資源や人材活用等を通して特色ある学校づくりを進め、地域の活性化を図る。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

- ①学校運営の改善を図るために実施する保護者による学校評価、生徒による学校評価・授業評価の資料をもとに、学校運営に対する意見交換し、課題や改善点を協議する。
- ②スクールボランティアを中心に、地域の教育資源や人材活用等を積極的に学校で登用し、生徒の学習に対する意識の向上と地域との連携を密にして地域愛を育む。

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について

1 指針項目（案）

- (1) 園児数減少のため、具体的対策が必要な園の規模について
- (2) (1) の状況となった園の具体的対策について
- (3) 1 学年の最低園児数について
- (4) (3) の状況となった園の具体的対策について
- (5) その他補足事項等

(1) 園児数減少のため、具体的対策が必要な園の規模について

- ・ 具体的対策に着手する園の規模について示す。
→事務局（案）：総園児数が 30 人以下となった場合

(2) (1) の状況となった園の具体的対策について

- ・ 幼稚園の統合・廃止等の抜本的な対策の地域合意に向けた事務を示す。
→事務局（案）：保護者ほか地域住民と幼稚園のあり方にかかる話し合いの開始
- ・ 日々の幼児園において、集団規模を確保する対策を示す。
→事務局（案）：異学年の保育・複式学級の実施・近隣園との合同事業の実施

(3) 1 学年の最低園児数について

- ・ 幼稚園教育の最低規模の園児数について示す。
→事務局（案）：1 学年の園児の最低人数は 10 人

(4) (3) を下回る状況となった園の具体的対策について

- ・ 幼稚園の統合・廃止等の抜本的な対策を示す。
→事務局（案）：翌年度以降の入園児の募集の停止

(5) その他補足事項等

- ・ 補足事項があれば示す。
→事務局（案）：既に最低園児数を下回っている園の対応

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定にかかる参考資料

1 市立幼稚園の現状（令和3年2月22日 厚生文教常任委員会報告資料）

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応について

公立幼稚園のあり方については、これまで「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針（平成28年3月）」、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（平成31年3月）」を策定したほか、現在は、橘地域における認定こども園整備を検討しているところである。

公立幼稚園の園児数の減少は著しく、子どもの健やかな育ちに必要な集団規模を確保することが難しい状況にあり、早急な対応が必要となっている。

1 市立幼稚園の園児数及び学級数

幼稚園	定員	平成27年度（2015年度） （5/1現在）			令和3年度（2021年度） （見込み）				園児数 減少率 （H27年度 →R3年度）
		4歳児	5歳児	合計	4歳児	5歳児	合計	定員 充足率	
酒匂幼	210人	49人	55人	104人	26人	23人	49人	23%	53%
		2学級	2学級	4学級	1学級	1学級	2学級		
東富水幼	140人	42人	52人	94人	27人	24人	51人	36%	46%
		2学級	2学級	4学級	1学級	1学級	2学級		
前羽幼	70人	8人	13人	21人	3人	7人	10人	14%	52%
		1学級	1学級	2学級	1学級	1学級	2学級		
下中幼	140人	25人	18人	43人	11人	8人	19人	14%	56%
		1学級	1学級	2学級	1学級	1学級	2学級		
矢作幼	140人	54人	62人	116人	25人	24人	49人	35%	58%
		2学級	2学級	4学級	1学級	1学級	2学級		
報徳幼	70人	31人	34人	65人	11人	9人	20人	29%	69%
		1学級	1学級	2学級	1学級	1学級	2学級		
合 計	770人	209人	234人	443人	103人	95人	198人	26%	55%
		9学級	9学級	18学級	6学級	6学級	12学級		

* 上段：園児数 / 下段：学級数

2 今後の取組

幼児期の教育は、他の園児や様々な環境との関わりによって豊かな感性や協同性といった「生きる力」の基礎を育む大変重要なものであり、適切な環境で教育を行うため令和4年度（2022年度）の園児募集に向けて、令和3年（2021年）8月頃までに公立幼稚園の園児数減少への対応について指針を策定する。

2 公立幼稚園のあり方に関するこれまでの教育委員会の考え方

(1) 今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針（平成 28 年 3 月策定）から

- ・私立幼稚園への積極的な役割の移譲や私立幼稚園とのバランスに配慮した公立幼稚園の再編と適正配置を進めていく必要がある。
- ・公立幼稚園の再編による適正配置を行ううえで幼稚園における望ましい集団教育の確保の観点から、1 学年の学級数は複数学級を基本する、学級定員は 20 人から 30 人程度を基準とする、とし、園児数の推移を見ながら 1 園当たりの適切な園児数から再編の規模を検討する。

(2) 小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（平成 31 年 3 月策定）から

- ・本市の就学前教育・保育の提供は民間施設主導で取り組まれ、公立施設は、その量的・区域的な不足を補うことを目的に整備されてきた経緯も踏まえ検討する必要がある。
- ・特に公立幼稚園においては、既存の園の統合・廃止を具体的に進めていく必要がある。

(3) 教育委員枚事務の点検・評価の際の教育委員意見

(ア) 令和 2 年度（令和元年度事務）点検評価

- ・選定事業の対象外

(イ) 令和元年度（平成 30 年度事務）点検評価

- ・今後、公立幼稚園の統廃合という話もあると思うが、費用がかかっていることなので、早く考えた方がよい。
- ・現在、園児数が少ない園もあると思うが、少人数であることで丁寧に保育できるという特色を出すという考え方もある。

(ウ) 平成 30 年度（平成 29 年度事務）点検評価

- ・前年度に引き続き、延長保育の拡充が望まれる。認定こども園 1 園開設予定はあるものの、幼稚園児減少、保育園児増加の現状であるので、必要と思う。
- ・現状における幼稚園での 3 歳児保育や延長保育の導入に向けた取組が必要。
- ・延長保育をさらに進める必要がある。
- ・認定こども園化に向け、教育の質の保障と待機児童の解消等を鑑み、幼稚園型か連携型かの方向性を出す必要がある。
- ・公立幼稚園の延長保育ニーズは高く、市内 6 園中 2 園のみ延長保育を行う状況は不公平に感じる。働く母親たちが子供の教育と保育の場を望んでいるのは明らかで、市内全ての幼稚園を認定こども園へ移行することが望ましい。

3 「少人数の幼児教育」や「幼稚園再編」等に関する他都市等の考え方

No.	都市名等	考え方												
1	平成 23 年度 文部科学省 委託事業	<p>「幼児集団の形成過程と共同性の育ちに関する研究（社団法人幼児教育研究会）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個に応じた援助」を行い、集団の形成過程を大切に「協同性の育ち」を培うためには、1 学級に 3 歳児でも 20 人前後、4、5 歳児は 21 人以上 30 人くらいの集団が適切。 ・教員が望む 1 学級の園児数は、3 歳児は 20 人以下、4 歳児、5 歳児は 20 人以上、中でも 5 歳児は 25 人以上。 												
2	板橋区	<p>区立幼稚園のあり方検討最終報告（H27. 2 策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学級の最低人数を 10 人に設定する。 ・ 最低人数（10 人）に達しない場合の運営基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1 年目</th> <th>2 年目</th> <th>3 年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募集</td> <td>翌年度入園児募集</td> <td>募集停止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>4・5 歳児運営 通常募集</td> <td>4・5 歳児運営 募集停止</td> <td>5 歳児運営 年度末閉園</td> </tr> </tbody> </table>		1 年目	2 年目	3 年目	募集	翌年度入園児募集	募集停止		内容	4・5 歳児運営 通常募集	4・5 歳児運営 募集停止	5 歳児運営 年度末閉園
	1 年目	2 年目	3 年目											
募集	翌年度入園児募集	募集停止												
内容	4・5 歳児運営 通常募集	4・5 歳児運営 募集停止	5 歳児運営 年度末閉園											
3	奈良市	<p>奈良市幼保再編実施計画（H25. 7 策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 園あたりの園児総数が 30 人に満たない過小規模の市立幼稚園が増加している。（参考：奈良市は 2 年保育） 												
4	習志野市	<p>習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第 3 期計画（R2. 3 策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 学年 1 クラス 30 人を下回る等、本市が目指す集団教育の課題が生じてきた。 												
5	泉大津市	<p>泉大津市就学前施設再編基本計画（R 元. 5 策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児募集停止基準 3 歳児の入園希望が 2 年連続 10 人未満でかつ在園予定園児数が 40 人未満となる園は翌年度における募集分から新入園児募集を停止する。ただし、3 歳児の入園希望者が 6 人未満となった場合は、当該年度の新入園児募集を停止する。 ・ 廃園の基準 翌年度に在園児数が 0 人となる園については、翌年度廃園の手続きを行うことができる。 												
6	新潟市	<p>新潟市幼稚園再編実施計画（H30. 8 策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育効果が高まる良好な教育環境を保障するためには、4・5 歳児 1 学級 20 人、3 歳児 1 学級 10 人を下回らないことが好ましく標準的な規模と考える。 												

4 策定スケジュール

時期	内容
令和3年2月22日	【市議会厚生文教常任委員会報告】 ・指針の策定について
令和3年3月26日	【第1回教育委員会協議】 ・指針の項目及び内容について協議
令和3年4月	【第2回教育委員会協議】 ・指針の項目及び内容について協議
令和3年5月	【第3回教育委員会協議】 ・指針の項目及び内容について協議のうえ、指針（案）を決定
令和3年6月	【市議会厚生文教常任委員会報告】 ・指針（案）について
令和3年7月	【市立幼稚園保護者説明】 ・指針（案）について
令和3年7月15日 ～8月13日	【意見募集（パブリックコメント）】 ・指針（案）について
令和3年8月	【教育委員会議決】 ・指針について
令和3年9月	【市議会厚生文教常任委員会報告】 ・指針について 【指針の周知】 ・市立幼稚園保護者への通知 ・市ホームページ等

令和2年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について
(令和3年3月教育委員会定例会報告分)

資料4

※意見は、各委員の意見の要旨を事務局で集約・編集したもの。

※進捗状況は、「完了」「着手済」「未着手」「検討中」「対応予定なし」から選択。

- 完了→意見に沿った対応が既に行われている時、理由等欄に記載した理由等により、当面、現状の取組以上の対応を想定していない場合などに選択。
- 着手済→意見に対して対応に着手したとき、意見に沿った対応が既に行われているが、十分でないときなどに選択。
- 未着手→各種事情や中長期的に取り組むべき等との認識から、現在未着手である場合などに選択。
- 検討中→意見について取り組むか取り組まないか検討中の時や、着手済とするほど進捗していないが未着手でも対応予定なしでもない場合に選択。
- 対応予定なし→意見に対応しないと決定した時などに選択。

※網掛けされた欄は、前回の報告から更新や修正をした箇所。

R3.2月末時点

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学 力 向 上 支 援 事 業	1	人を配置した結果どのような効果があったのか、客観的なデータを示して、目指す姿を見られるようにすべき。	検討中	学力向上について効果を検証する上で、人の配置だけで判断することが難しいため現在検討中である。
	2	人手不足に対して、必要な勤務時間を複数のスタッフでシェアする等の検討が必要である。	完了	雇用の形態を柔軟に行っている。人手が不足している点については解消されていない。
	3	正規職員かそれに準じたくらいの生活ができないために、非常勤職員に応募することが難しいという人もいないか。	検討中	国・県による定数配置が原則であるが、その上でさらに充実させたいところを教科非常勤で対応している。また、実際に勤務されている方も、教員を退職した後の仕事として応募されている方もおり、生活に合わせて勤務している状況もある。応募される方の意向に沿えるよう、柔軟な配置を進めてまいりたい。
	4	英語等で小・中学校両方を担当できる人がいれば、小中を接続する英語指導について有益な実践や知見を市の共有財産として蓄積でき、また職員の収入増加にもなるのではないか。	完了	これまでも中学校の非常勤（英語）を小学校に紹介するなど、市教委として小中全体を見据えた雇用を行っている。また、小学校外国語教育研修会に中学校教諭も参加するなど、小中を接続する英語指導について共有を図る機会を作っている。
	5	遠隔授業やICT指導が今後も拡大していくかもしれない点を考慮すれば、資料作成等のPCやネット設定のスキルを持った方の採用も考慮する必要がある。	未着手	学力向上の観点から、ICTの活用に関する人的配置については考えていない。操作の習熟に係るICT支援員については、令和3年度に配置予定である。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
人権教育事業	1	人権教育移動教室について、学校の希望制ではなく、数年かけて全校に割り振るやり方や、各校一律に予算を配当して希望の事業を実施してもらいやり方など、全校で公平になるように実施すべき。	着手済	人権教育は学校教育全体を通して行っていくものであり、各校で実態に合わせて実施していくことが大切である。「人権教育移動教室」だけではなく、全ての学校で人権の学習がより充実するように、教員研修の内容を吟味したり、県の研修について周知したりしている。 人権教育移動教室については、今年度、希望をしていたが新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった学校があったため、来年度は学校のニーズも踏まえ、実施について検討してまいりたい。
	2	人権教育移動教室が毎年小学校4～5校、中学校が1校程度となっているが、人権は日常的な規範（道徳）と重なりながらも異なる規範であり、発達段階を考慮すれば中学生にこそ必要な指導と言える。希望制ではなく、予算的な問題もあろうが、全中学校で取り組む事業とすべき。	検討中	人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。
	3	人権教育移動教室のテーマ、講師、プログラムを増やすよう、県に要望すべき。	検討中	人権については、「人権教育移動教室」に限らず、必要なテーマについて学ぶことができるように、多様な講師、資料等を紹介できるよう検討してまいりたい。 県にも要望してまいりたい。
	4	本事業は先生方の視野を社会的に開いていく意義を持っていると言える。人権教育研修会に参加した先生が各学校でどのような研修を企画運営しているかなどのデータをもとに、年3回の研修会の回数を増やす必要があるのではないか。	着手済	研修会で扱うテーマは、11の分野の中から様々なテーマの人権について取り上げるよう、配慮している。また、県が主催の人権教育指導者養成研修講座など、市以外の研修についても周知している。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
部活動活性化事業	1	部活動指導員は、教員に代わって大会の引率などができるため、教員の負担軽減になる。何年以内に全校配置をするなど、計画を立てて実施していくべき。	着手済	部活動指導員の配置を拡大していけるよう県・国へ働きかけをしている。中長期的な配置計画については、文部科学省からの事務連絡「学校の働き方改革に向けた部活動改革について」で示された部活動改革の方向性や先行研究を参考に、本市での研究を進めてまいりたい。
	2	部活動地域指導者や学校の顧問が、生徒の健全な発達を促す指導について意見交流する組織的な取組が必要である。	着手済	教育指導課が主催する地域指導者研修会において、指導観等について意見交流するワークショップを設定している。（令和2年度は紙上研修のため実施せず）各校では部活動運営委員会が組織されており、学校教育目標や部活動運営方針に準じた運営がなされているほか、地区中学校体育連盟では、各専門部ごとに研修会・講習会を開催している。（令和2年度は計画のうち一部のみ実施）
	3	生徒の意欲付けとともに、指導者たちの教育観・指導観を研鑽する場が必要である。	着手済	各校の部活動運営方針に則り、各部の状況に応じて生徒の自主的な活動を促す指導を心がけている。教育指導課では、部活動地域指導者・教職員等を対象に地域指導者研修会を年2回開催し、指導者としての資質向上に努めている。（令和2年度は紙上研修）
	4	研修等への参加も手当していくためにも、予算の拡大が必要である。	検討中	地域指導者研修会に外部講師等を招へいすることについて、検討してまいりたい。
	5	いわゆる文化系の部活動にも人員配置の必要がある学校があるのではないか。	着手済	令和2年度は、部活動指導員で1名（吹奏楽部①）、地域指導者で4名（吹奏楽部③・パソコン部①）、文化部への人員を配置している。引き続き、各校で必要とする人員の把握に努めてまいりたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
教育 相談 事業	1	「はーもにい」（おだわら子ども若者教育支援センター）に統合したことで、昨年度までと比べてどういったメリットがあったのか、課題があったのか、情報を集めていく必要がある。	着手済	児童生徒や保護者、学校にとって、よりよい相談・支援体制を構築していくため、自己点検及び学校からの聴取等により、今年度の成果や課題等を整理し、次年度以降の運営にいかしてまいりたい。
	2	S N Sでの相談はやっていないとのことだが、今後は考えていく必要がある。 また、メールや電話はハードルが高く、なかなか相談につながらないが、「LINE」は子供たちも気軽にできて、使いやすいので、今後取り入れていくべき。	対応予定なし	県が複数のS N S相談窓口を開設しているため、市として取り組む予定はない。県が開設している相談窓口については、相談カードを学校を通じて配付した他、相談が必要な児童生徒や保護者が利用しやすいよう、市ホームページにリンクするなどして周知している。
	3	一つの分野では解決しない複合的な課題が多いため、他分野へのつながりや情報を持っている職員が必要になる。質の向上のための研修なども必要である。	着手済	12月に県立総合教育センターを訪問し、相談体制等について研修した。 また、市の障がい福祉課と連携した研修を令和2年度中に実施するよう計画している。
	4	窓口となった方の専門性を向上する事業についての位置付けが十分でない。医療現場の総合診療のように、教育でも幅の広い知見を有する窓口で、各専門家との連携を図っていくための人材を育成する事業も必要である。	検討中	相談業務に携わる職員が医療や福祉等に関する知見を深めていく必要性は感じており、関係機関との連携による研修の実施や、社会福祉士の任用について検討してまいりたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
学校運営協議会推進事業	1	教育委員会として、各地域の実情に応じて、目指す方向やあるべき姿など、各校がそれに向けて取り組んでいく方向性を示すべきである。	着手済	学校運営協議会が設置されている理由について、連絡協議会等を通して教職員に伝えた。 国は、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進を目指しており、市としても学校運営協議会と地域活動との連携、整備について検討を進めてまいりたい。
	2	それぞれの学校運営協議会がどのような活動を、どんな雰囲気で行っているのかを教育委員会でしっかり把握し、各学校に考えさせる必要がある。	完了	12月実施の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会では、各小学校の取組について情報交換する場を設けた。また、CSマイスターを講師に迎え、各校の取組の参考になる講話をうかがった。3月に提出される学校運営協議会実施状況報告書で、各校の取組を把握する。
	3	5年くらいの期間をみて評価しても良い。自己評価ではなく、第三者が評価することも必要ではないか。	検討中	評価の方法については、学校の自己評価以外の方法についても検討をしてみたい。
	4	広い視野での考え方や学校づくり、地域づくりの方法については、専門家の意見も必要。地域の人をアドバイザーと名付けるのではなく、プロのアドバイザーを雇う予算も必要である。	着手済	12月の学校運営協議会の推進に関する連絡協議会では、CSマイスターを講師に迎え、専門家の講演を聞いた。学校や地域のニーズを踏まえた上で、よりよいあり方について検討をしてみたい。
	5	中学校に設置するときは、今までのやり方ではなく、目的に対して必要な人材を任命するというモデルを作り、これが理想というかたちを広げていくべき。	検討中	より良い運営のための委員の選定については、研究を進め、それぞれの学校の方針や特色に応じて、委員を選定するように助言をしてみたい。

事業名	No	意見	進捗状況	左記進捗状況である理由等
教育ネットワーク整備事業	1	教職員が仕事を自宅に持ち帰ることができる時間を一週間に何日、何時間までといった明確なルールを作成し、教職員の時間外勤務の抑制や健康管理をしていく必要がある。	着手済	令和2年3月に策定した「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」をもとに、時間外勤務の削減に向けて取り組んでいる。在校中だけでなく、持ち帰りでの仕事についても考慮していくべきものではあるが、家庭の事情で持ち帰り仕事にせざるを得ない職員もいるため、一律に持ち帰り仕事に対してルールを策定するのは適切ではないと考えられる。むしろ、時間外勤務が減少するよう研修や報告文書等の削減について進めていくことが必要であるため、引き続き検討してまいりたい。
	2	各校が行っている校内研究などで、重点的にICTを活用した教育や授業づくりを実践研究していく必要がある。	着手済	各校でIT推進チームを作ることや、そのチームの中に校内研究主任を入れることを連絡調整会議でお願いした。ICT支援員による支援の具体的な進め方については業者と検討を進めている。市としては教育研究所の共同研究において平成30～令和元年度の「ICTを活用した授業作りに関する研究」の成果をふまえ、令和3～4年度に「ICTを活用した個に応じた指導に関する研究」「ICTを活用した対話的な学びに関する研究」を進める予定である。
	3	教員が自宅でログインした時間を学校長や教育委員会が定期的にチェックできるシステムが必要である。また、長期的には、顔認証システム、二段階認証システム等の導入も検討していくべき。	対応予定なし	校務ネットワーク、学習ネットワークのどちらも教員のログインした時間の把握はできる。 校務ネットワークについては、学校で業務ができない教員用に自宅からリモートでアクセスできるUSBがあるが、各学校に貸与している個数も決まっており、時間外勤務を自宅で実施する目的のものではない。 学習ネットワークは授業で使用する教材などを扱うもので、ネットワークにアクセスしなくても教材作成は可能であり、ネットワークアクセスだけが自宅での残業に当たるわけではないため、ログを取得し学校へ通知することは考えていない。